



平成25年4月に改正高齢者雇用安定法が施行され、3年が経過しました。厚生労働省が発表した平成27年の高齢者の雇用状況の集計結果によるところ、①希望者全員65歳までの継続雇用、②定年の延長、③定年の廃止、のいずれかの「高年齢者雇用確保措置」を実施済みとしている企業は99・2%となつており、ほとんどの企業が高齢者雇用についてなんらかの取り組みをしていることが確認できます。

高齢社員を有效地に活用していくことは、短期的な視点での人材確保、長期的な視点での企業経営のためにも非常に重要です。そのためには、①高

高齢社員が活躍できる職場環境づくりと、②高齢社員の健康管理に配慮した対応が求められます。

高齢社員の戦力化と 健康管理について

まずは、高齢社員のモチベーションの維持・向上についての取り組みが必要です。

嘱託やパート・アルバイトなどの一律の固定化した待遇は、それまでの経験やスキルが活かされないケースが多く、高齢社員自身のモチベーションの低下の原因となつているようです。高齢社員に対しても職務内容により会社がきちんと評価を行い、高齢社員が主体性を持つて活躍してもらえ

①高齢社員が活躍でき

例えば重量物を取り扱う職場であれば、できるだけ台車やリフトを使用し、腰痛などを防止する。細かい部品を扱う職場であれば拡大鏡を用いて視力の低下を補う。段差が多い職場などでは、極力床などをフランク化して



②高齢社員の健康管理

らずパート・アルバイトなど会社に実施義務のない短時間の社員についても実施対象とする。またがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活习惯病の割合が増加傾向ですので、メタボ健診やがん健診などを取り入

②高齢社員の健康管理

るような職場環境づくりをしていきます。

また、労働災害防止の対策として、加齢に伴う様々な心身機能の低下（筋力・視力・聴力・反射・認知）を補うためにも作業環境の整備や作業方法の改善を行います。

つまずきなどによる転倒
防止策を講じるなど、そ
の職場ごとに改善を行
います。

さらに、体力低下に応
じて外勤から内勤へ、立
ち仕事から座り仕事など
の職種の転換などが可能
となるような職務の配置

れるなど。ほとんどの高齢社員が健康診断で何らかの項目で「要観察」や「要検査」などの結果になると思いますが、放置せず二次検査や通院状況などもできる限り把握し受診を促すなどしましょう。

（まつした社労士事務所
代表、社会保険労務士、
ホワイト企業推進社会保
険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤栄章